

令和元年横瀬町農業委員会第10回総会議事録

1. 開催日時 令和元年9月25日(水) 午前10時から10時33分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(10人)

会長	2番	町田恒夫
会長職務代理者	7番	富田哲夫
農業委員	1番	加藤虎三
	3番	町田幸広
	4番	町田多
	5番	佐野貞行
	6番	小室寿徳
	8番	小泉茂樹
	9番	若林想一郎
	10番	武藤量司
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	荒船敏明
	第3	石黒夢積

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	赤岩利行
書記	町田勝一
	小俣敏孝

7. 会議の概要

議長 それでは、ただいまから令和元年の第10回の農業委員会を開会させていただきます。よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例によりまして議長より指名を申し上げますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 ありがとうございます。異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

6番、小室寿徳委員、7番、富田哲夫委員、ご両名にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第21号番号1について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第21号番号1についてご説明いたします。

議案第21号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は畑、現況地目も畑で、計画面積は392平方メートルのうち110.2平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、都内に所在する建設業の法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は一時転用で、権利の種類は賃借権の設定となっております。

1枚めくっていただき、案内図1で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、6区にあります札所九番明智寺から南西方向に約190メートルのところ申請地になります。この農地について賃借権の設定

をして、駐車場として一時転用したいとの申請でございます。

なお、本件におきましては、7月にご審議いただき、許可相当との意見を付して県に進達し、8月19日付で転用許可のあった集合住宅の建設に伴う駐車場として利用したいとの内容でございます。

農地区分は、申請地が第1種居住地域にあることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了いたします。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、よろしく申し上げます。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第21号番号1について、担当推進委員として、農地法第5条、農地転用許可申請について、申請書並びに添付書類を精査し、去る22日、日曜日に補助委員の加藤委員と同行し、現地調査を10時から行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、札所九番の南西に位置するところに県内の建設業者が集合住宅の工事を1月下旬より開始していたが、工事用車両の仮駐車場として農地を無断転用していたことが判明したので、始末書を添付して4月に申請し、4月25日に審議された場所と同一の場所に同じ方法で、都内の建設業者が工事用車両の仮駐車場として一時使用する目的で、7月25日に審議された集合住宅2号棟の農地転用許可に伴う工事専用車両の仮駐車場であります。

なお、集合住宅の請負業者は県内の支店で、本店は都内に所在する建設業者の代表者が農地の地主と賃貸借契約を締結して共同申請したものでありますが、今回の申請に至るまでの複雑な経緯を踏まえて委員皆様の審議のほどをお願いいたします。

以上でございます。

議長 お疲れさまでした。

続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、加藤委員、よろしく申し上げます。

加藤委員 補助委員でお世話になっている加藤です。

今荒船さんが言ったとおり、転用申請が出たものを現地調査いたしまし

た。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
担当委員の所見を終了いたしました。
続きまして、質疑に移ります。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第21号番号1につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第21号番号1、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。よろしくお願いいたします。

続いて、議案第21号番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第21号番号2についてご説明いたします。

議案第21号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況は休耕となっております、計画面積は9.91平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、所沢市在住の方で、譲渡人は、議案書にございますとおり、秩父市在住の方であります。申請理由は自己用住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

2枚めくっていただき、案内図2で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、13区にあります札所五番語歌堂から南方向に約80メートルのところが申請地になります。この農地について、隣接する分譲地とともに一体利用して自己用住宅の建築を行いたいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員の平沼推進委員、お願いいたします。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第21号番号2について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る9月23日ですが、補助委員の佐野さんと同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。

今まで事務局の説明があったとおりであります。現地は分譲住宅が1軒、2軒ぐらい出来ていますかね、あとは途中であります。それで、都市計道路が入っているのか、その奥で9.91平米の申請地ですが、特にこういふことで宅地化するということではありますが、周辺農地もないようなので、影響は少ないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の5番、佐野委員、お願ひします。

佐野委員 9月23日、9時から平沼推進委員と現地を視察してきましたが、面積も9.91平米と狭く、また飛び地になっていて、もう既に埋め土もされているようで、自己用住宅用地ということが適切ではないかと思ひます。ご審議、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

暫時、休憩いたします。

休 憩 午前10時10分

再 開 午前10時10分

議 長 再開いたします。

以上で担当委員の所見を終了いたしました。

続いて、質疑に移ります。

〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第21号番号2につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第21号番号2、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、議案第21号番号3について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第21号番号3についてご説明いたします。

議案第21号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況は休耕となっており、計画面積は999平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、町内に所在する法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は建売住宅用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

3枚めくっていただき、案内図3で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどの赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、県道熊谷小川秩父線、語歌橋の北西約320メートルのところが申請地になります。この農地について所有権の移転を行い、3棟の建売住宅用地として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地は、今年4月の農政総合推進協議会におきまして農振農用地区域から除外すると判断され、その後の手続を経て7月に農用地区域からの除外がされております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、お願いします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第21号番号3について、担当推進委員として、農地法第5条の農地転用許可申請について、申請書並びに添付書類を精査し、去る20日、金曜日に富田委員と同行し、現地調査を10時から行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、川西地内の旧グループホーム花さんの家の東方に位置する南傾斜地の休耕農地を町内在住の業者が買い受け、分譲住宅を3棟建築し、住宅敷地の東側に私道を設けて、雨水等については南側の町道に設けられている側溝へ接続し、放流するので、周辺農地への影響は少ない

と考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。
以上でございます。

議長 ありがとうございます。
続いて、補助委員の説明に移ります。
補助委員の7番、富田委員。

富田委員 今回上程されました当該農地を去る20日に荒船推進委員と現地調査をいたしましたので、その所見を述べさせていただきます。

当該農地は、私が農業委員になったときには既に売地の看板が立てられておりました、休耕状態で保全管理がずっとなされていたわけですが、事務局の説明にもあったように、今年の春に農振の除外申請がなされ、既に除外済みでございます。傾斜のある地形ではありますが、排水等、近隣への影響は少ないと思われまますので、皆様方のご審議をよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了いたします。
ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時19分

議長 再開いたします。
質疑に移ります。
〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第21号番号3につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第21号番号3、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第21号番号4について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第21号番号4についてご説明いたします。

議案第21号番号4の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆で

す。台帳地目は畑、現況地目は宅地で、計画面積は35平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、町内在住の方で、譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は敷地拡張で、権利の種類は賃借権の設定となっております。

4枚めくっていただき、案内図4で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、横瀬駅から南西に約200メートルのところ申請地になります。この農地について賃借権の設定をして、宅地に敷地拡張し、転用したい申請でございます。

譲受人は、平成30年10月に現住所地へ住宅を建築し、住んでおりますが、本申請に係る隣接農地について、自宅への通行及び来訪者の駐車場として利用しているのが無許可転用であることが判明したことにより、始末書を付して本件の申請に至ったわけでございます。

農地区分は、申請箇所が駅から300メートル以内にあることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 ありがとうございます。

事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の荒船推進委員、よろしくお願いたします。

荒船推進委員 農地利用最適化推進委員の荒船です。

ただいま上程されました議案第21号番号4について、担当推進委員として、農地法第5条の農地転用許可申請について、申請書並びに添付書類を精査し、去る20日の金曜日に小室委員と同行し、現地調査を9時から行いましたので、所見を述べさせていただきます。

本案件の申請地は、西武秩父線の横瀬駅南方に位置する小高い畑に宅地造成して、平成30年10月から住宅を建築し、居住していたが、自宅東側の公衆用道路延長線の農地に来訪者の駐車場として敷砂利をして使用していたので、譲渡人と賃借権を設定し、敷地拡張をするべく、始末書を添付して譲渡人と譲受人の共同申請がされたもので、特にこの申請で新たな問題が発生することはないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長 ご苦労さまです。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の6番、小室委員。

小室委員 提出されました農地につきましては、譲受人の母親と大体二月ほど前にお話をいたしました。自宅を建てた最初はよかったのですが、だんだんと雨天とかによってぬかるんでしまい、農地とちょっと知らずに砂利を敷いてしまったということでした。それではと、農地法の許可申請の承認についての説明をいたしましたところ、ご本人もとても反省しておりますし、このように始末書も提出されていますので、ご配慮いただき、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第21号番号4につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第21号番号4、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第21号番号5について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第21号番号5についてご説明いたします。

議案第21号番号5の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況は雑種地で、計画面積は2,169平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、飯能市に所在する法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、日高市在住の方であります。申請理由は資材置き場で、権利の種類は賃借権の設定となっております。

5枚めくっていただき、案内図5で場所についてご説明いたします。申請地の場所は、この地図の中央下方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、主要地方道路青梅秩父線を名栗方面に向かった飯能市境付近のところが申請地になります。この農地について賃借権の設

定をして、資材置き場に転用したい申請でございます。

譲受人が新たな事業を開始するに当たり精査したところ、以前から借用して資材置き場として利用していた土地が無許可転用であることが判明したことにより、始末書を付して本件の申請に至ったわけでございます。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議 長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の石黒推進委員、お願いします。

石黒推進委員 農地利用最適化推進委員の石黒です。上程されました議案第21号番号5について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る9月19日の午後5時30分に、農業委員の町田委員と現地確認をいたしました。場所は、芦ヶ久保と旧名栗村界付近の22区集落の一番奥になります。主要道路青梅秩父線沿いにありまして、芦ヶ久保地区で珍しく平地の農地で、資材置き場として既に整備されていて、木材がその土地の一部に置いてありました。農地としての利用も可能と思われませんが、所有者の方が日高に在住されていて、申請地との距離等からも農業をすることもできないと思われしますので、今回始末書も添付されていることもあり、隣接農地もないことから、周辺農地への影響はないと思いますので、委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の4番、町田委員、お願いします。

町田委員 ただいま石黒推進委員のほうからご説明をいただきましたけれども、現地調査をいたしまして、現況確認を行いました。

石黒推進委員が今述べたとおり、もう既に雑種地ということで、貯木場等にもなっておりますので、これはやむを得ないことかなと思いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時32分

議 長 再開いたします。
続いて、質疑に移ります。
〔なし〕

議 長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第21号番号5につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第21号番号5、農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して、県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。
ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
〔異議なし〕

議 長 異議なしと認めます。
よって、そのように処理をさせていただきます。
本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。
これをもって閉会といたします。

(午前10時33分)